

議案第86号

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部改正について

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例
(長岡市立学校設置条例の一部改正)

第1条 長岡市立学校設置条例(昭和39年長岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 | ♪ 宮本小学校 | ♪ 宮本町1丁目甲67番地の1 | |
| ♪ 大積小学校 | ♪ 大積町1丁目甲1021番地 | 」を

「 | ♪ 宮本小学校 | ♪ 宮本町1丁目甲67番地の1 | 」に

改める。

(長岡市立学校使用条例の一部改正)

第2条 長岡市立学校使用条例(平成17年長岡市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表の2 運動場使用料(使用1回につき)の表長岡市立大積小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第87号

長岡市診療所設置条例の一部改正について

長岡市診療所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市診療所設置条例の一部を改正する条例

長岡市診療所設置条例（平成17年長岡市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条中「利用する者」の次に「(以下「利用者」という。)」を加える。

第10条を第14条とし、第9条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 市長は、診療所の管理に関する業務を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条の設置目的を達成するための事業に関する業務
- (2) 第4条の診療所の業務
- (3) 診療所の利用料金に関する業務
- (4) 診療所の規律の確保に関する業務
- (5) 診療所の施設及び設備の維持及び管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げる業務のほか、診療所の管理及び運営に必要な業務

（指定管理者の管理基準）

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に診療所の管理を行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）における診療時間、休診日その他診療所の管理及び運営に必要な事項は、規則で定める基準に従い、施設の利用形態及び利用者の利便等を勘案して、市長の承認を得て指定管理者が定める。

2 市長は、前項の規定により指定管理者が診療時間等を定めたときは、速やかにこれを告示するものとする。

（利用料金）

第12条 指定管理者に管理を行わせる場合は、利用者は、第6条の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 5 第7条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同条第1項中「市長が」とあるのは、「指定管理者が、市長が定める基準に従い」と、同条第2項中「市長は、」とあるのは、「指定管理者は、市長が定める基準に従い」とする。

(管理及び運営に関する事項)

第13条 指定管理者に管理を行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、診療所の管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(指定管理業務の開始等に伴う特例)

- 2 指定管理者が診療所の管理に関する業務を開始する場合において、当該指定管理者が当該業務を開始する日前に、診療所に関し当該指定管理者以外のものに対して行われた申請等又は当該指定管理者以外のものが行った処分等は、当該指定管理者に対して行われた申請等又は当該指定管理者が行った処分等とみなす。
- 3 前項の規定は、指定管理者の診療所の管理に関する業務の終了に伴い第10条第1項の規定を適用しなくなった場合に準用する。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第88号

長岡市印鑑条例の一部改正について

長岡市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市印鑑条例の一部を改正する条例

長岡市印鑑条例（昭和50年長岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。
第11条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が長岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年長岡市条例第35号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合（市長が別に定める電子署名を行い、これを市長が別に定める電子証明書と併せて市長に送信したときに限る。）は、印鑑登録証の添付を要しないものとする。
- 4 市長は、前項の申請があった場合は、前項の規定により送信された事項を印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請を適正と認めたときに限り、当該申請をした者にその住所宛ての郵送により印鑑登録証明書を交付する。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第89号

長岡市営住宅条例の一部改正について

長岡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市営住宅条例の一部を改正する条例

長岡市営住宅条例（平成9年長岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「		西蔵王団地木造平家建住宅		1		長岡市西蔵王1丁目3番32号		を
				1				

「 | 西蔵王団地木造平家建住宅 | 1 | 長岡市西蔵王1丁目3番32号 | 」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第90号

長岡市火災予防条例の一部改正について

長岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市火災予防条例の一部を改正する条例

長岡市火災予防条例（昭和37年長岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「充てん」を「充填」に改める。

第49条中第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第49条に次の4号を加える。

(13) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第12条第4項に定めるものを除く。）

(14) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

(15) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備

(16) 水素ガスを充填する気球

別表第3厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 注1	15	15 注1	注1 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
			据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注1	15	15 注1		
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0		
	固体燃料	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50		50
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—		30
	上記に分類されないもの			使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300		200
				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200		100
				使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100		50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の長岡市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第91号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
上川西409号線	槇下町字腰巻1893番2地先		6.0~12.0	図1 ア~イ
	槇下町字柳島3400番2地先		237.7	
越路820号線	塚野山字中村781番1地先		7.5~19.5	図2 ア~イ
	塚野山字上下沖328番2地先		720.0	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	西幹線51号線	関原町 1 丁目3524番地先		1.0～18.5	図 3 ア～イ
		新陽 1 丁目25番地先		2,670.1	
新	西幹線51号線	関原町 1 丁目3524番地先		6.0～17.2	図 3 ア～ウ (786.2m廃止)
		青葉台五丁目甲128番 2 地先		1,883.9	
旧	関原134号線	高頭町字小入甲339番 2 地先		2.0～13.5	図 3 オ～カ
		高頭町字小入甲396番地先		487.4	
新	関原134号線	高頭町字寺ノ入甲164番 4 地先		2.0～18.5	図 3 エ～カ (633.0m延長)
		高頭町字小入甲396番地先		1,120.4	
旧	小国604号線	小国町千谷沢字平原1945番 2 地先		5.9～13.0	図 4 ア～イ
		小国町千谷沢字鷺之島居平1819番地先		176.3	
新	小国604号線	小国町千谷沢字平原1945番 2 地先		5.9～13.0	図 4 ア～ウ
		小国町千谷沢字鷺之島居平1818番 6 地先		176.3	

廃止調書

路線名	起点	重要な 経過地	幅員(m)	摘要
	終点		延長(m)	
関原224号線	高頭町字寺ノ入164番4地先		6.0~17.0	図3 エ~ウ
	青葉台五丁目甲128番2地先		337.4	

議案第92号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
東川口保育園 移転改築工事	鉄筋コンクリート造り4階建て(1,939m ²) 保育室4、遊戯室、ほふく室、乳児室、調理室、職員室、その他管理諸室	625,130,000円	長岡市南町2丁目 4番4号 大石組・吉原組・ 高正建設東川口保 育園移転改築特定 共同企業体

議案第93号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
道路新設工事 (市道二和 160号線ほか)	道路新設 延長 769.7m 幅員 9.0~9.5m 掘削工 (28,500m ³) 路体盛土工 (22,524m ³) 排水構造物工 (1,940m) 函渠工 (22m)	308,321,783円	長岡市表町1丁目 3番地4 しなの・晴耕舎・ 氣輪5道建S第1 号道路新設特定共 同企業体

議案第94号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
道路改良工事 (市道越路 191号線ほか)	道路改良 函渠工(36m) 場所打杭工(36本)	変更前 304,051,000円 変更後 341,695,200円	長岡市巻淵3丁目 3番12号 小林・青柳・寺泊 産業4活建第1号 道路改良特定共同 企業体

議案第95号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 財産の表示
別紙のとおり
- 2 取得の目的
長岡ニュータウン連絡道路整備事業用地（市道西幹線84号線）
- 3 取得予定価格
48,412,084円

別紙

所在地	地番		区分	種目	数量
長岡市宮本東方町字熊之宮	13	3	土地	雑種地	148.33m ²
長岡市宮本東方町字山本	甲738		〃	田	773.53m ²
〃	甲738	2	〃	〃	44.50m ²
〃	甲739		〃	〃	427.79m ²
長岡市大積町1丁目字畑ヶ田	甲164	1のうち	〃	〃	1,657.24m ²
〃	甲164	2	〃	〃	18.16m ²
〃	甲167	1	〃	〃	2,125.01m ²
〃	甲167	2	〃	〃	101.17m ²
〃	甲168	2のうち	〃	雑種地	9.35m ²
〃	甲168	3のうち	〃	〃	633.09m ²
〃	甲171	1のうち	〃	田	1,099.12m ²
〃	甲171	2	〃	〃	55.22m ²
〃	甲172	1のうち	〃	〃	1,035.25m ²
〃	甲172	3	〃	〃	31.13m ²
〃	甲173	1のうち	〃	〃	1,412.84m ²
〃	甲173	3	〃	〃	42.49m ²
〃	甲174	1のうち	〃	〃	3,030.48m ²
〃	甲174	3	〃	〃	30.41m ²
〃	甲176	2のうち	〃	〃	338.10m ²
〃	甲178	2のうち	〃	〃	807.86m ²
〃	甲179	1	〃	〃	1,777.57m ²
〃	甲179	2	〃	〃	1,441.51m ²
〃	甲180	1のうち	〃	〃	147.16m ²

所在地	地番	区分	種目	数量
長岡市大積町1丁目字畑ヶ田	甲180 2のうち	土地	田	468.62m ²
〃	甲180 3のうち	〃	〃	628.41m ²
〃	甲181 1のうち	〃	〃	319.73m ²
〃	甲181 2のうち	〃	〃	73.24m ²
〃	甲182 1のうち	〃	〃	114.34m ²
〃	甲185 2のうち	〃	〃	518.84m ²
〃	甲191 1	〃	雑種地	48.19m ²
〃	甲192 1	〃	〃	83.91m ²
〃	甲362 3のうち	〃	山林	538.55m ²
合計	32筆			19,981.14m ²

議案第96号

寺泊老人ホーム組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和6年3月31日限りで寺泊老人ホーム組合を解散することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第97号

寺泊老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、寺泊老人ホーム組合の解散に伴う財産処分を、次のとおり関係市町の協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

寺泊老人ホーム組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、寺泊老人ホーム組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

寺泊老人ホーム組合の財産は、全て長岡市に帰属させる。

この協議の証として、本書2通を作成し、関係市町が押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

長岡市長

出雲崎町長

議案第98号

決算の認定について

令和4年度長岡市一般会計決算及び特別会計決算を市議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第99号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和4年度長岡市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和4年度下水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第100号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和4年度長岡市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和4年度水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第101号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和4年度長岡市簡易水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和4年度簡易水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第11号

専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第7号 和解及び損害賠償について

専決第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月14日

長岡市長 磯田 達伸

和解及び損害賠償について

令和5年5月16日長岡市下山町地内で消防訓練中にフェニックス大橋上で発生した乗用車の物損事故について、次のとおり和解をし、損害を賠償するものとする。

1 和解する相手方

長岡市喜多町字鑑潟486番地6 株式会社 ナガオカサッシ工業
代表取締役 西澤 哲彦

2 和解事項

- (1) 長岡市は、相手方に対し、修理費として金225,672円を支払うものとする。
- (2) 長岡市と相手方との間には、前号に記載されたもののほか、一切の債権債務は存在しないものとする。

報告第12号

長岡地域土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、長岡地域土地開発公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第13号

公立大学法人長岡造形大学の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公立大学法人長岡造形大学の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第14号

公益財団法人長岡市米百俵財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市米百俵財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第15号

一般財団法人長岡産業交流会館の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人長岡産業交流会館の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第16号

公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第17号

公益財団法人長岡市国際交流協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市国際交流協会の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第18号

公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第19号

公益財団法人長岡市スポーツ協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市スポーツ協会の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第20号

株式会社山古志観光開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社山古志観光開発公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第21号

株式会社えちご川口農業振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社えちご川口農業振興公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第22号

一般財団法人長岡花火財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人長岡花火財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第23号

継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、令和4年度長岡市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

令和4年度長岡市一般

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国・県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円			
10 教育費	2 小学校費	四郎丸小学校校舎等大規模改造事業	令和元年度	217,400,000	41,923,000	147,900,000		27,577,000
			令和2年度	728,000,000	91,801,000	626,400,000		9,799,000
			令和3年度	509,600,000	98,756,000	307,600,000		103,244,000
			令和4年度	1,000,000		700,000		300,000
			計	1,456,000,000	232,480,000	1,082,600,000		140,920,000
10 教育費	2 小学校費	黒条小学校校舎等大規模改造事業	令和2年度	108,600,000	35,060,000	71,900,000		1,640,000
			令和3年度	328,700,000	85,751,000	181,700,000		61,249,000
			令和4年度	1,000,000		700,000		300,000
			計	438,300,000	120,811,000	254,300,000		63,189,000
10 教育費	3 中学校費	岡南中学校校舎等大規模改造事業	令和2年度	169,700,000	49,722,000	115,600,000		4,378,000
			令和3年度	512,200,000	100,255,000	308,400,000		103,545,000
			令和4年度	1,000,000		700,000		300,000
			計	682,900,000	149,977,000	424,700,000		108,223,000

会計継続費精算報告書

実績					比較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他			国・県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
					217, 400,000	41, 923,000	147, 900,000		27, 577,000
192, 786,000	41, 291,000	120, 200,000		31, 295,000	535, 214,000	50, 510,000	506, 200,000		△21, 496,000
642, 620,000	91, 088,000	186, 400,000		365, 132,000	△133, 020,000	7, 668,000	121, 200,000		△261, 888,000
449, 834,000	81, 377,000	265, 000,000		103, 457,000	△448, 834,000	△81, 377,000	△264, 300,000		△103, 157,000
1,285, 240,000	213, 756,000	571, 600,000		499, 884,000	170, 760,000	18, 724,000	511, 000,000		△358, 964,000
					108, 600,000	35, 060,000	71, 900,000		1, 640,000
86, 275,500	25, 699,000	39, 700,000		20, 876,500	242, 424,500	60, 052,000	142, 000,000		40, 372,500
258, 827,500	77, 151,000	131, 400,000		50, 276,500	△257, 827,500	△77, 151,000	△130, 700,000		△49, 976,500
345, 103,000	102, 850,000	171, 100,000		71, 153,000	93, 197,000	17, 961,000	83, 200,000		△7, 964,000
					169, 700,000	49, 722,000	115, 600,000		4, 378,000
140, 283,000	40, 913,000	31, 800,000		67, 570,000	371, 917,000	59, 342,000	276, 600,000		35, 975,000
435, 645,100	86, 811,000	201, 100,000		147, 734,100	△434, 645,100	△86, 811,000	△200, 400,000		△147, 434,100
575, 928,100	127, 724,000	232, 900,000		215, 304,100	106, 971,900	22, 253,000	191, 800,000		△107, 081,100

報告第24号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和4年度長岡市下水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

令和4年度長岡市下水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左の財源内訳			
					特 定 財 源			損益勘定 留保資金
					国・県支出金	企業債	その他	
				円	円	円	円	円
1 資本的出 支	1 建改良設 費	寿 町 排 水 ボ ン プ 場 （ 土 備 木 事 業） 整 備	令和2年度	243, 000,000	121, 500,000	121, 500,000		
			令和3年度	665, 000,000	332, 500,000	332, 500,000		
			令和4年度					
			計	908, 000,000	454, 000,000	454, 000,000		
1 資本的出 支	1 建改良設 費	長 岡 中 央 浄 化 七 脱 更 ン 臭 新 タ 設 事 業 更 新	令和2年度	294, 000,000	161, 500,000	132, 500,000		
			令和3年度	321, 000,000	176, 000,000	145, 000,000		
			令和4年度					
			計	615, 000,000	337, 500,000	277, 500,000		

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			損益勘定 留保資金		特 定 財 源			損益勘定 留保資金
	国・県支出金	企 業 債	そ の 他			国・県支出金	企 業 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
243,000,000	121,500,000	121,500,000							
211,400,000	105,700,000	105,700,000			453,600,000	226,800,000	226,800,000		
372,841,800	186,420,000	186,400,000		21,800	△372,841,800	△186,420,000	△186,400,000		△21,800
827,241,800	413,620,000	413,600,000		21,800	80,758,200	40,380,000	40,400,000		△21,800
294,000,000	161,500,000	132,500,000							
124,900,000	68,695,000	56,200,000		5,000	196,100,000	107,305,000	88,800,000		△5,000
189,298,800	100,151,000	89,100,000		47,800	△189,298,800	△100,151,000	△89,100,000		△47,800
608,198,800	330,346,000	277,800,000		52,800	6,801,200	7,154,000	△300,000		△52,800

報告第25号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和4年度長岡市水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

令和4年度長岡市水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					
				年割額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			損益勘定 留保資金	
					国・県支出金	企業債	その他		
				円	円	円	円	円	
1	資本的 支出	1	建設費 改良 P 更 見 A C 新 浄 注 入 事 場 備 業	令和3年度	149, 000,000				149, 000,000
				令和4年度	171, 000,000				171, 000,000
				計	320, 000,000				320, 000,000
1	資本的 支出	1	建設費 改良 上 設 塩 備 更 ポ ン プ 事 業	令和3年度	70, 000,000		35, 000,000		35, 000,000
				令和4年度	76, 000,000		31, 000,000		45, 000,000
				計	146, 000,000		66, 000,000		80, 000,000

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			損益勘定 留保資金		特 定 財 源			損益勘定 留保資金
	国・県支出金	企 業 債	そ の 他			国・県支出金	企 業 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2, 211,000				2, 211,000	146, 789,000				146, 789,000
171, 303,000				171, 303,000	△303,000				△303,000
173, 514,000				173, 514,000	146, 486,000				146, 486,000
13, 332,000				13, 332,000	56, 668,000		35, 000,000		21, 668,000
79, 420,000				79, 420,000	△3, 420,000		31, 000,000		△34, 420,000
92, 752,000				92, 752,000	53, 248,000		66, 000,000		△12, 752,000

報告第26号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和4年度長岡市簡易水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

令和4年度長岡市簡易水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					
				年割額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			損益勘定 留保資金	
					国・県支出金	企業債	その他		
				円	円	円	円	円	
1	資本的 支出	1	建設費 改良 山古志地域簡易水道 遠方監視事業 更新	令和3年度	106, 000,000		106, 000,000		
				令和4年度	63, 000,000		63, 000,000		
				計	169, 000,000		169, 000,000		

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			損益勘定 留保資金		特 定 財 源			損益勘定 留保資金
	国・県支出金	企 業 債	そ の 他			国・県支出金	企 業 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
42, 680,000		42, 680,000			63, 320,000		63, 320,000		
57, 591,600		57, 500,000		91,600	5, 408,400		5, 500,000		△91,600
100, 271,600		100, 180,000		91,600	68, 728,400		68, 820,000		△91,600

報告第27号

令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価について別紙のとおり報告する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第28号

令和4年度公立大学法人長岡造形大学の業務の実績に関する評価の報告について

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2第6項の規定に基づき、令和4年度公立大学法人長岡造形大学の業務の実績に関する評価について別紙のとおり報告する。

令和5年9月5日提出

長岡市長 磯田達伸